

一般社団法人 民泊観光協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 民泊観光協会と称し、英文では、Japan Minpaku Tourism Association (通称; JAMTA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民泊事業を健全に育成し、その担い手の自助による法的・社会的責任を果たせる成熟した産業へと発展させることにより、地域社会の健全な発展という公益に資する事業活動へと昇華させ、かつ、この公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民泊事業（住宅宿泊事業、旅館・ホテル業、簡易宿所営業、その他の法的根拠に基づき事業を営むものを含む。以下同じ）に関する下記の業務
 - ①民泊事業に関する法令の遵守、業務の適正化等に関する助言、指導
 - ②民泊事業を通じた社会貢献のための事業
 - ③民泊事業を通じた地域・国際交流の促進、啓蒙活動
 - ④国内外の民泊事業の連携及び情報交換並びに知識の交流
 - ⑤国内外における地域開発、観光開発及びその企画、運営並びに管理
 - ⑥民泊事業に関する取引の公正の確保及び健全な発展を図るための調査、研究及び広報活動
 - ⑦観光地活性化計画の立案及び策定
- (2) 関係官公署、地方自治体及び関係機関に対する意見の具申
- (3) 関係官公署、地方自治体及び関係機関との協力、連携並びに対外的事業活動
- (4) 民泊事業者向け研修の企画、運営、管理
- (5) 各種メディア、インターネット、SNS等を通じた啓蒙活動及びPR活動
- (6) 書籍、雑誌等の出版物並びにCD、DVD等の電子出版物の企画、制作、販売及び輸出入
- (7) セミナー、講演会、シンポジウム等各種イベントの企画、運営及び管理
- (8) 調査、研究及び情報収集並びにそれらの提供、コンサルティング
- (9) 住宅宿泊仲介業者、住宅宿泊管理業者及びこれらの業者の関係団体との連絡協調
- (10) 上記各号に附帯する一切の業務

- (11) その他当法人の目的を達成する為に必要な事業
2 前項第各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会する者であって、下記に該当する者
イ、住宅宿泊事業法（以下「住宿法」）に定める、住宅宿泊事業者により組織された団体
ロ、旅館業法その他法的根拠に基づく民泊事業を運営する者により組織された団体
ハ、上記イ、ロに定める構成員により組織された団体
- (2)準会員 この法人の目的に賛同して入会する者であって、下記に該当する者
イ、住宿法に定める住宅宿泊仲介業者の登録を受けた団体であって、現に日本国内で民泊事業の仲介を広く実施していると認められる者
ロ、旅行業法その他の法令に基づき登録等を受けた団体であって、現に日本国内で民泊事業の仲介を広く実施していると認められる者
- (3)賛助会員 その他この法人の目的の実現に貢献する意思のある者又はこれらの者により組織された団体で、この法人の事業を賛助するために入会する者

(入会)

第6条 正会員若しくは準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員若しくは準会員又は賛助会員となる。

- 2 その他会員の身分について必要な事項はこの定款に定めるものの他、別に定める会員の入会及び退会に関する規則に定めるところによる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項に定める退会の基準時は退会届が代表理事が受け取った時点とする。
但し、特段の取り決めがある場合はこの限りではない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)反社会的勢力との関係を有しているとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員および準会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8)基本財産の処分の承認
- (9)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

2前項に関わらず、理事会の決議に基づき代表理事は社員総会の開催地を別途指定することができる。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求は複数の社員の議決権をもって連名にて行うことができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、下記に定める通りとする。

(1)正会員 1名(団体)につき2個

(2)準会員 1名(団体)につき1個

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散及び残余財産の処分

(5)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6)基本財産の処分

(7)その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理、書面等による議決権行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。但し、この場合において当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 招集権者は、招集の通知において、その通知に記載された決議事項について、社員総会に出席できない社員が書面又は電磁的記録により議決権を行使することができる旨を定めることができる。但し、この場合において当該社員は社員総会に出席できない理由を理事会に対して疎明し、その承認を得なければならない。

3 前2項に定める場合において、当該社員は社員総会に出席した者とみなす。

(決議・報告の省略)

第 20 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第 22 条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会規則による。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち、1 名を副会長とする。

4 業務執行理事のうち、2 名を限度として専務理事又は常務理事とすることができる。

5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（名誉会長及び顧問）

第30条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額はこの法人が別に定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4)名誉会長及び顧問の選任及び解任

(5)社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(6)規則の制定、変更及び廃止

2理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6)第 32 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 35 条 定例理事会は、毎年定期に、原則として年 4 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認め、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。(ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。)

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり (翌年) 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)財産目録

(7)キャッシュフロー計算書

2前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)会計監査報告

(3)理事及び監事の名簿

(4)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第47条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第48条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第49条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 支 部

(支部の認定)

第 51 条 当法人の会員のうち、団体たる会員については、当該団体の所在する都道府県及び別途理事会の認める地域において、当法人の支部として活動することができる。

2 前項に定める支部の認定については、自薦又は他薦その他理事会の選定に基づき、理事会の決議により認定し、支部名を決定するものとする。

(支部の地位)

第 52 条前条に定める支部の認定を受けた団体は決定された支部名を称することができる。

2 支部の認定を受けた団体は各自独立して当該団体において支部の自治を行うものとし、当法人はその自治に介入しないものとする。

(支部の地位の喪失)

第 53 条支部の認定を受けた団体が下記の一に該当する場合は、当該団体は当法人の支部の地位を失う。

(1)当該団体が解散したとき。

(2)当該団体が支部の認定の取消を理事会に求め、その承認を得たとき。

(3)当該団体が当法人の会員たる地位を失ったとき。

(4)その他当法人の支部を運営するにふさわしくない団体と理事会が認める場合において、支部の地位を失わせる旨を社員総会の決議によって採択されたとき。

2 前項に定める手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 54 条この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、事業の専門的な検討の必要性等、特に検討を要する事案がある場合には、内部に専門部会を設けることができる。

3 委員会及び専門部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 事務局

(事務局)

- 第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

- 第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 1 3 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 58 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

第 1 4 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 59 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。